

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入	
2	租税特別措置等の内容	<p>加入者である投資家の保護を図り、社債、株式等の振替に対する法律に基づく振替制度への信頼を維持するため、加入者保護信託を設定し、信託財産とするために振替機関及び口座管理機関が支払うこととなる負担金の損金算入を可能とするもの。</p> <p>振替機関又は口座管理機関が振替口座簿に記載若しくは記録の誤りを生じさせたまま破綻したことによって投資家に対して損害を与えた場合には、当該損害に相当する金額について、1 加入者当たり 1,000 万円を上限に加入者保護信託契約を締結している受託者から投資家に対し支払うこととなる。</p>	
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室	
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	制度創設：平成 15 年度	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>加入者保護信託制度により、投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築すること。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>振替機関及び口座管理機関は、加入者保護信託の信託財産とするための金銭を、受託者に対して支払わなければならない(社債、株式等の振替に関する法律第 62 条)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>投資家が被る可能性のある損失のリスクを軽減することにより、安心して投資できる市場を構築し、貯蓄から投資への流れを推進する。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者保護信託への負担金積立残高 ・加入者保護信託の信託財産取崩額 <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築するためには、加入者保護信託制度によって、投資家が損害を被った場合、円滑か</p>

			つ確実に補償ができるセーフティネットが必要である。																														
8	有効性等	① 適用数等	<p>○ 加入者保護信託に対する負担金の損金算入の特例措置に係る適用会社数</p> <p style="text-align: right;">(単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,447</td> <td>1,425</td> <td>1,775</td> <td>2,222</td> <td>2,300</td> <td>60</td> <td>31</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(証券保管振替機構、日本銀行調べ)</p> <p>※15～19年度は、振替制度参加全社が負担金を拠出(拠出は翌年度)。20年度以降は、各年度の振替制度への新規参加社のみ負担金を拠出(拠出は新規参加した各年度)。</p>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	1,447	1,425	1,775	2,222	2,300	60	31	8														
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																								
	1,447	1,425	1,775	2,222	2,300	60	31	8																									
② 減収額	<p>○ 加入者保護信託に対する負担金の損金算入の特例措置に係る減収額(推計)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>361</td> <td>360</td> <td>401</td> <td>425</td> <td>391</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記減収額は、負担金が全て損金算入されていると仮定し、負担金に法人税率(30%)を乗じて算出。</p> <p>(参考)損金算入対象の負担金 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>1,203</td> <td>1,202</td> <td>1,336</td> <td>1,416</td> <td>1,304</td> <td>23</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(住友信託銀行調べ)</p>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	0	361	360	401	425	391	7	2	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	0	1,203	1,202	1,336	1,416	1,304	23	6
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																										
0	361	360	401	425	391	7	2																										
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																										
0	1,203	1,202	1,336	1,416	1,304	23	6																										
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成22年度)</p> <p>平成22年度末の加入者保護信託の信託財産の期末残高は、108億円となり、加入者保護信託に係る信託財産の積立額は着実に進捗がみられる。</p> <p>ただし、投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、振替制度への新規参加社においても、より積極的な積立てを行っていく必要がある。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成22年度)</p> <p>本租税特別措置等が創設されて以降、加入者保護信託に係る信託財産の積立高は着実に進捗がみられる。また、積立額の取崩しは現在まで発生していないものの、投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、引き続き、負担金を積立てていくことで、投資家が損害を被った場合、円滑かつ確実に補償ができるセーフティネットの役割を果たすものと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立残高</td> <td>3,960</td> <td>5,169</td> <td>6,387</td> <td>7,755</td> <td>9,222</td> <td>10,593</td> <td>10,701</td> <td>10,801</td> </tr> <tr> <td>取崩額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(住友信託銀行調べ)</p> <p>※積立残高については、負担金の積立に加え、当初信託金、寄付金、信託財産の運用収益等を含み、管理費を控除した金額。</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	積立残高	3,960	5,169	6,387	7,755	9,222	10,593	10,701	10,801	取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0					
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																									
積立残高	3,960	5,169	6,387	7,755	9,222	10,593	10,701	10,801																									
取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0																									

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成15年度～平成22年度)</p> <p>投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、加入者保護信託制度によって、投資家が損害を被った場合、円滑かつ確実に補償ができるセーフティネットを整備するために振替機関及び口座管理機関が支払う負担金の損金算入による税込減は是認されるべきものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>振替制度において、振替機関又は口座管理機関の誤記録等により、加入者である投資家が損害を受け、口座管理機関が損害賠償義務を果たすことなく破綻した場合について、投資家が被る損害を補償するためのセーフティネットであり、妥当性がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>加入者保護信託にかかる振替機関及び口座管理機関による負担金の支払は、「社債、株式等の振替に関する法律」において義務付けられているものの、投資家保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、振替制度への新規参加社においても、より積極的な積立てを行っていく必要があるため、引き続き、本措置による支援が必要である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>加入者保護信託の破綻処理に係る業務は、全国各地に存在する投資家を保護するためのものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		<p>上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、基金の積立は着実に進捗しているものの、政策目的を実現・維持させるためには、引き続き、積立をしていく必要があり、本租税特別措置等は今後も必要な措置であると考えている。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構)
2	租税特別措置等の内容	<p>生命保険契約者保護機構及び損害保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る資金援助等の業務の実施に要する費用に充てるためのものとして保険契約者保護資金を設けることとされている。</p> <p>生命保険契約者保護機構及び損害保険契約者保護機構の会員である保険会社が当該保険契約者保護資金に対し負担金を拠出した場合には、その支払額について損金算入が可能とされている。</p>
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	制度創設:平成 10 年度
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融システムの安定性を確保すること</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 保険業法 (目的) 第二百五十九条 保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的とする。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅱ-1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 万一、保険会社が破綻した場合でも、保険契約者保護機構が円滑な破綻処理を行うためのセーフティネットにより、保険契約者等の保護を図ること。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 保険契約者保護資金に対する毎年の負担金の額(積立額)、 破綻保険会社の破綻処理に係る費用(取崩額)、 保険契約者保護資金の期末積立残高(積立残高)</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 円滑な破綻処理を行うためのセーフティネットによって保険契約者等の保護を図り、もって、金融システムの安定性を確保することができる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>保険会社は、保険業法上の免許に応じ、生命保険契約者保護機構又は損害保険契約者保護機構へ加入し、加入した保険契約者保護機構に係る保険契約者保護資金に対して負担金を納付することとなっている。</p> <p>以下は、保険契約者保護資金の負担金納付会社数、すなわち本租税特別措置が適用された会社数である。</p> <p>なお、上記のとおり、保険契約者保護機構への加入義務が存在するため、過去の実績について適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏ったりしていることはない。</p> <p>○各保険契約者保護機構に対する負担金納付会社数</p> <p>(単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>生命保険契約者 保護機構</th> <th>損害保険契約者 保護機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 10 年度</td><td>45</td><td>56</td></tr> <tr><td>平成 11 年度</td><td>47</td><td>57</td></tr> <tr><td>平成 12 年度</td><td>47</td><td>57</td></tr> <tr><td>平成 13 年度</td><td>44</td><td>53</td></tr> <tr><td>平成 14 年度</td><td>42</td><td>48</td></tr> <tr><td>平成 15 年度</td><td>42</td><td>46</td></tr> <tr><td>平成 16 年度</td><td>40</td><td>42</td></tr> <tr><td>平成 17 年度</td><td>39</td><td>38</td></tr> <tr><td>平成 18 年度</td><td>38</td><td>39</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>38</td><td>43</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>42</td><td>42</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>46</td><td>42</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>47</td><td>42</td></tr> </tbody> </table> <p>(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)</p>		生命保険契約者 保護機構	損害保険契約者 保護機構	平成 10 年度	45	56	平成 11 年度	47	57	平成 12 年度	47	57	平成 13 年度	44	53	平成 14 年度	42	48	平成 15 年度	42	46	平成 16 年度	40	42	平成 17 年度	39	38	平成 18 年度	38	39	平成 19 年度	38	43	平成 20 年度	42	42	平成 21 年度	46	42	平成 22 年度	47	42
			生命保険契約者 保護機構	損害保険契約者 保護機構																																									
平成 10 年度	45	56																																											
平成 11 年度	47	57																																											
平成 12 年度	47	57																																											
平成 13 年度	44	53																																											
平成 14 年度	42	48																																											
平成 15 年度	42	46																																											
平成 16 年度	40	42																																											
平成 17 年度	39	38																																											
平成 18 年度	38	39																																											
平成 19 年度	38	43																																											
平成 20 年度	42	42																																											
平成 21 年度	46	42																																											
平成 22 年度	47	42																																											
② 減収額	<p>○保険契約者保護資金に対する負担金の額に係る減収額(推計)</p> <p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>生命保険契約者 保護資金分</th> <th>損害保険契約者 保護資金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 10 年度</td><td>55</td><td>8</td></tr> <tr><td>平成 11 年度</td><td>166</td><td>23</td></tr> <tr><td>平成 12 年度</td><td>166</td><td>23</td></tr> <tr><td>平成 13 年度</td><td>166</td><td>23</td></tr> <tr><td>平成 14 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 15 年度</td><td>108</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 16 年度</td><td>140</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 17 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 18 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> </tbody> </table> <p>(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)</p>		生命保険契約者 保護資金分	損害保険契約者 保護資金分	平成 10 年度	55	8	平成 11 年度	166	23	平成 12 年度	166	23	平成 13 年度	166	23	平成 14 年度	166	18	平成 15 年度	108	18	平成 16 年度	140	18	平成 17 年度	166	18	平成 18 年度	166	18	平成 19 年度	166	18	平成 20 年度	166	18	平成 21 年度	166	18	平成 22 年度	166	18		
	生命保険契約者 保護資金分	損害保険契約者 保護資金分																																											
平成 10 年度	55	8																																											
平成 11 年度	166	23																																											
平成 12 年度	166	23																																											
平成 13 年度	166	23																																											
平成 14 年度	166	18																																											
平成 15 年度	108	18																																											
平成 16 年度	140	18																																											
平成 17 年度	166	18																																											
平成 18 年度	166	18																																											
平成 19 年度	166	18																																											
平成 20 年度	166	18																																											
平成 21 年度	166	18																																											
平成 22 年度	166	18																																											

※上記表の減収額は、各年における保険契約者保護資金に対する負担金の額に法定実効税率（毎年 36.21%と仮定）を乗じて算出し、四捨五入している。

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年度～平成22年度)

過去の保険会社破綻時には、破綻処理に係る費用を保険契約者保護資金から取り崩し(注)、円滑な破綻処理を実施したことにより、保険契約者等の保護が図られ、その結果、金融システムの安定性が確保されているところである。

なお、今後も、万が一保険会社が破綻した場合には、金融システムの安定性を確保する必要がある。

(注)破綻した時期等の影響で、当時の積立残高以上の破綻処理費用を要する場合には、保険業法に基づく金融機関からの借入れを行っている。なお、借入金破綻処理後に納付された負担金によって返済が行われる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年度～平成22年度)

下記のとおり、本租税特別措置等が創設されて以降、保険契約者保護資金に対する負担金を納付するとともに、セーフティネット制度に基づく破綻保険会社への資金援助等、保険契約者保護機構による円滑な破綻処理を実施し、その結果、保険契約者等の保護が図られているところである。

なお、破綻保険会社への資金援助を実施した場合であっても、本租税特別措置等が存置され、引き続き、当該保険契約者保護資金に対する負担金を納付してきているため、積立残高について着実な進捗が見られる。

以上のことから、本租税特別措置による一定の効果が得られているものと考えられるが、平成22年度末において、セーフティネット確保の観点から必要としている積立限度額(注1)に積立残高が到達していないため、引き続き、積立てを進捗させていくことが必要な状況(注2)にある。

(注1)平成23年9月末現在の計数

・生命保険契約者保護機構:4,000億円 ・損害保険契約者保護機構:500億円

(注2)上記(注1)に到達するには、生命保険契約者保護機構:約3,837億円、損害保険契約者保護機構:約12億円の積立てが必要。なお、積立限度額まで負担金を納付することとされている。

○保険契約者保護資金の積立額等

(単位:億円)

	生命保険契約者保護資金			損害保険契約者保護資金		
	積立額	取崩額	積立残高	積立額	取崩額	積立残高
平成10年度	153	—	153	21	—	21
平成11年度	460	3,849	▲3,242	65	—	86
平成12年度	460	265	▲2,874	63	0.2	149
平成13年度	460	1,456	▲3,923	65	40	173
平成14年度	460	—	▲3,511	50	54	168
平成15年度	298	—	▲3,255	50	—	218
平成16年度	386	—	▲2,360	50	—	268
平成17年度	460	—	▲1,930	50	83	235
平成18年度	460	—	▲1,392	50	—	285
平成19年度	460	—	▲946	50	—	336
平成20年度	460	1	▲468	50	—	387
平成21年度	460	281	▲295	50	—	438

		平成 22 年度	460	—	163	50	—	488
		(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)						
		<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記表の計数は各計数につき四捨五入して表示しており、また、積立金に係る資産運用益等があるため、積立金・取崩額に対する積立残高が一致していない部分がある。 ・生命保険契約者保護資金の取崩額には、破綻保険会社への資金援助額(金融機関からの借入金を含む)を表示しており、積立残高には実際の保険契約者保護資金の残高(借入超過の場合はマイナス)を表示している。 						
		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 10 年度～平成 22 年度)</p> <p>保険契約者保護機構が、円滑に破綻処理を実施することで、保険契約者等の保護が図られてきており、その結果、金融システムの安定性が確保されているところである。</p> <p>「金融システムの安定性の確保」が強い公共性を有することを踏まえれば、保険契約者保護機構が円滑に破綻処理を実施するための資金の負担金にかかる税込減は容認されるべきものと考えられる。</p>						
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政策目的である「金融システムの安定性の確保」が強い公共性を有することを踏まえれば、保険契約者保護機構が円滑に破綻処理を実施するための資金の負担金にかかる本租税特別措置等が設けられていることは妥当である。</p> <p>なお、破綻した保険会社に係る補助金等の他の手段も考えられるが、「金融システムの安定性」の確保が同様に求められる他業態(例:金融機関が預金保険機構に納付する預金保険の保険料は、全額損金の額に算入可能)との税制上の公平性を確保する観点からも、本租税特別措置による支援は妥当なものである。</p>					
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同様の政策目的に係る義務づけとして、保険業法に基づく保険契約者保護資金に係る負担金納付義務が存在するが、「金融システムの安定性の確保」が強い公共性を有することを踏まえ、本租税特別措置等による税制上の支援がなされているところである。</p>					
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>保険契約者保護機構が行う破綻処理に係る業務は、全国各地に存在する保険契約者等を保護するためのものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>					
10	有識者の見解	—						
11	評価結果の反映の方向性	<p>上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、これまでのところ政策目標・政策目的を実現してきているものの、平成 22 年度末において、セーフティネット確保の観点から必要としている積立限度額(注)に積立残高が到達していない。</p> <p>仮に積立残高が積立限度額に到達しても、万が一保険会社が破綻した場合には、当該積立残高を取り崩し、円滑な破綻処理を実施することにより、保険契約者等の保護を図り、その結果、金融システムの安定性を確保することとなる。取崩後は、セーフティネット確保の観点から必要としている積立限度額ま</p>						

		<p>で再度、積立てを進捗させていくことが必要となる。</p> <p>この評価結果を踏まえれば、引き続き保険契約者保護資金の積立てを進捗させ、また、万が一の破綻に備えて積み立てる必要があり、本租税特別措置等は今後も必要な措置であると考えている。</p> <p>(注)平成23年9月末現在の計数</p> <p>・生命保険契約者保護機構:4,000億円　・損害保険契約者保護機構:500億円</p>
12	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(日本投資者保護基金)
2	租税特別措置等の内容	投資者保護基金は、証券会社等の破綻等の際に、顧客資産の円滑な返還に係る業務等に要する費用に充てるため、金融商品取引法に基づき、会員である証券会社等から負担金を徴取して積み立てており、その支払額について、損金算入が認められている。
3	担当部局	金融庁監督局証券課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	制度創設:平成 10 年度
6	適用期間	恒久措置 (平成 22 年度より、財務大臣による指定がなされていないことから、損金算入の特例は適用されていない)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 会員である証券会社等の経営破綻により顧客資産の返還が困難であると認められる場合において、当該証券会社等への補償対象債権を有する一般顧客に対する支払その他の業務を行うことにより、投資者保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 金融商品取引法 (目的) 第七十九条の二十一 投資者保護基金(以下この章及び附則において「基金」という。)は、第七十九条の五十六第一項の規定による一般顧客に対する支払その他の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅱ-1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資家が被る可能性のある損失のリスクを軽減することにより、安心して投資できる市場を構築し、貯蓄から投資への流れを促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・投資者保護資金積立残高 ・証券会社の破綻処理等に係る費用として取崩した額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資家が被る可能性のある損失のリスクが軽減され、安心して投資できる市場が構築されることで、投資者が保護され、もって証券取引に対する信頼性の維持に繋がることとなる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>証券会社等は、金融商品取引法において、投資者保護基金への加入及び負担金の納付が義務付けられている。</p> <p>以下は、負担金納付会社数、すなわち本租税特別措置が適用された会社数である。</p> <p>なお、上記のとおり、法律より投資者保護基金への加入が義務付けられているため、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていたりすることはない。</p> <p>○ 投資者保護基金に対する負担金の損金算入の特例措置に係る適用会社数及び税金減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位:社、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>238</td> <td>250</td> <td>255</td> <td>248</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>1,487</td> <td>1,454</td> <td>1,454</td> <td>364</td> <td>12</td> <td>29</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>31</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>45</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(日本投資者保護基金調べ)</p> <p>※上記表中の「減収額」は、各年における基金に対する負担金の額に法定実効税率(毎年36.21%と仮定)を乗じて算出し、四捨五入している。</p>		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	適用数	238	250	255	248	27	32	19	減収額	1,487	1,454	1,454	364	12	29	32		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	適用数	31	21	21	18	7	0	減収額	45	30	30	25	10	0
			10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																							
		適用数	238	250	255	248	27	32	19																																							
減収額	1,487	1,454	1,454	364	12	29	32																																									
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																										
適用数	31	21	21	18	7	0																																										
減収額	45	30	30	25	10	0																																										
② 減収額	上表のとおり																																															
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年度～平成22年度)</p> <p>平成22年度末の投資者保護資金残高は546億円となり、本租税特別措置が創設された平成10年度末残高332億円から比較すれば、着実な積立ての進捗が見られるところ、過去の証券会社破綻時には、破綻処理に係る費用を基金から取り崩し、円滑な破綻処理を実施したことにより、投資家の保護が図られ、その結果、証券取引に対する信頼性を維持してきた。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年度～平成22年度)</p> <p>本租税特別措置が創設されて以降、基金の残高を着実に積み上げてきており、平成12年度には、当該基金を取り崩すことにより、証券会社の円滑な破綻処理を実施し、投資家が被る可能性のあった損失リスクを軽減することで、安心して投資できる市場の構築に寄与するセーフティネットとして機能してきたところである。</p> <p>なお、平成20年度に積立目標額の500億円を達成したことから、平成22年度より損金算入の特例は適用されていないが、今後の補償事案の発生次第で、積立額が500億円を大きく下回る可能性もあることから、より確実に投資者を保護し、証券取引に対する信頼性を維持していくため、引き続き積立てていく必要がある。</p>																																															

		<p>○投資者保護資金積立残高及び取崩額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残高</td> <td>33,266</td> <td>38,530</td> <td>44,609</td> <td>45,569</td> <td>49,383</td> <td>49,457</td> <td>48,625</td> </tr> <tr> <td>取崩額</td> <td></td> <td></td> <td>3,482</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残高</td> <td>48,764</td> <td>48,984</td> <td>49,104</td> <td>50,963</td> <td>54,226</td> <td>54,677</td> </tr> <tr> <td>取崩額</td> <td></td> <td>2</td> <td>266</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(日本投資者保護基金調べ)</p>		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	残高	33,266	38,530	44,609	45,569	49,383	49,457	48,625	取崩額			3,482	1			1		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	残高	48,764	48,984	49,104	50,963	54,226	54,677	取崩額		2	266	2	13	1
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																								
残高	33,266	38,530	44,609	45,569	49,383	49,457	48,625																																								
取崩額			3,482	1			1																																								
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																									
残高	48,764	48,984	49,104	50,963	54,226	54,677																																									
取崩額		2	266	2	13	1																																									
		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年度～平成22年度)</p> <p>投資者保護基金が、円滑に破綻処理を実施することで、投資者保護が図られて、証券取引に対する信頼性が維持されてきているところ、こうした極めて高い公共性を有する制度であることを踏まえれば、基金の負担金に係る税込減は容認されるべきものと考えられる。</p>																																													
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>投資者保護基金は、証券会社等に負担金拠出が法律により義務付けられていること、また、負担金拠出者ではなく投資者を保護するためのセーフティネットであること等を踏まえれば、その負担金に対し租税特別措置等が設けられていることは妥当と認められる。</p> <p>なお、破綻した証券会社等に対する補助金等の他の手段も考えられるが、金融業界の他のセーフティネットとの税制上の公平性(例:金融機関が預金保険機構に納付する預金保険の保険料は、全額損金の額に参入可能)を確保する観点からも、本租税特別措置による支援は妥当なものである。</p>																																													
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>投資者保護を図るための制度として、金融商品取引法において、証券会社等の自己資産と顧客資産を分別して管理する義務が証券会社等に課されているが、当基金は、証券会社が分別管理義務に違反し、その結果顧客資産の返還ができない場合等のセーフティネットであり、明確に役割分担がなされている。</p>																																													
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>当基金が行う破綻処理に係る業務は、全国各地に存在する投資者等を保護するためのものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当と考えられる。</p>																																													
10	有識者の見解	—																																													
11	評価結果の反映の方向性	<p>上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、基金の積立目標額500億円を達成し、これまでのところ政策目標・政策目的を実現してきているものの、今後の補償事案の発生次第で、積立額が500億円を大きく下回る可能性もあることから、より確実に投資者を保護し、証券取引に対する信頼性を維持していくため、引き続き積立していく必要があり、本租税特別措置等は今後も必要な措置であると考えている。</p>																																													
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—																																													